

議案第 79 号

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 5 月 31 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市職員退職手当支給条例（昭和 23 年川崎市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項第 4 号中「第 56 条の 2 第 3 項」を「第 56 条の 3 第 3 項」に改め、同条第 8 項第 1 号中「第 56 条の 2 第 1 項第 1 号イ」を「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イ」に改め、同項第 2 号中「第 56 条の 2 第 1 項第 1 号ロ」を「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

雇用保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。